

鹿児島市新南部清掃工場
(ごみ焼却施設・バイオガス施設)
整備・運営事業

基本仮契約書 (案)

平成 29 年 4 月

鹿児島市

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業 基本仮契約書

基本契約書（以下「基本契約」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）と、末尾記名捺印欄に署名捺印した各事業者（以下総称して「事業者」といい、そのうち、「代表企業」として記名捺印した当事者を「代表企業」といい、「構成員」又は「協力企業」として記名捺印した当事者をそれぞれ「構成員」又は「協力企業」という。また、その役割に応じて、建設企業、設計企業、運営企業又は運営事業者として記名捺印した当事者をそれぞれ「建設企業」、「設計企業」、「運営企業」又は「運営事業者」という。）の間において、本書末尾所定の日付で締結された。

前 文

発注者は、鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）の趣旨に鑑み、PFI 事業等として実施するため、平成 28 年 9 月 26 日に「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業 実施方針」を公表した。

発注者は、上記実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業等として実施することが適切であると認め、PFI 法第 7 条に規定される特定事業に準じる事業として選定したうえで、本事業を実施する民間事業者を総合評価落札方式による制限付き一般競争入札により募集及び選定するにあたり、平成 29 年 4 月に「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業 入札説明書」を公表し、これと一体として本事業に係るその他の資料（質問回答の結果のみならず、その後の修正も含むものとする。以下総称して「入札説明書等」という。）を配布した。

発注者は、入札説明書等に従い、構成員から提出された入札書、提案書、設計図書など一式の書類（当該書類に対する説明内容等も含む。以下総称して「提案書等」という。）に基づき、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを落札者として決定し、落札者との間で、本事業に関し、平成 29 年____月____日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

構成員は、基本協定第 3 条の定めに従い、本事業に係る運營業務の遂行を行わせるために、運営事業者を設立した。

発注者及び事業者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第 5 条の定めに従い、発注者及び事業者が、本事業に関する特定事業契約（第 7 条第 2 項に定義する。）を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。基本契約は、建設工事

請負契約（第7条第1項に定義された意味を有する。以下前文において同じ。）及び運営委託契約（第7条第2項に定義された意味を有する。）により不可分一体として特定事業契約を構成するが、本書は仮契約であって、鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年鹿児島市条例第35号）第2条に基づき建設工事請負契約が鹿児島市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。なお、議会で可決されず本契約が成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより事業者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

（目的等）

第1条 基本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約において使用されている用語は、基本契約において別段の定義がなされている場合を除き、入札説明書等において定義された意味を有するものとする。

（仮契約の解除）

第1条の2 発注者は、この仮契約の締結後、受注者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、この仮契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要等）

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

3 本事業において整備され、運営される施設（以下「本施設」という。）の概要は、別紙3記載のとおりとする。

4 本事業において事業者が行う業務は、別紙4記載のとおりとし、各事業者は、当該事業者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

5 本事業において、発注者が行う業務は、別紙5記載のとおりとし、発注者は、発注者

が本事業を実施するために必要な各種申請手続を行うものとし、事業者は、当該申請手続に必要な書類の作成その他発注者が要請する事項について発注者を支援するものとする。

(役割分担)

第4条 本事業の遂行において、各事業者は、提案書等に基づき、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 設計企業及び建設企業は、発注者から別紙4第1項記載の本施設の設計・建設業務（以下「設計・建設業務」といい、そのうちの本施設の設計に係る業務を「設計業務」といい、その余を「建設業務」という。）の一切を一括して請け負い、設計企業が設計業務の一切を、また、建設企業が建設業務の一切をそれぞれ履行する。
- (2) 運営企業は、運営事業者の運営業務の履行のために必要な人員を確保し、これを運営事業者をして履行せしめる。

(JVの組成)

第5条 設計企業及び建設企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、設計企業及び建設企業からなる特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「建設JV」という。）を組成するものとし、建設JVの組成及び運営に係る協定書等を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、建設企業と設計企業が同一の企業である場合には、この限りでない。

- 2 建設JVは、前項の定めるところに従って協定書等を締結した場合、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書等を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

(運営事業者の運営)

第6条 構成員は、本事業の業務の一部である運営業務を遂行させることのみを目的として、運営事業者を適法に新設したものであることを確認する。

- 2 構成員は、運営事業者の設立及び運営に関して締結した株主間の契約がある場合には、当該契約が、次の各号に定める事項を含み、かつ、構成員が次の各号に定める事項に反する書面によるか又は口頭による合意を締結していないことを本書を以て確認し、また、次の各号に定める事項を含む運営事業者の設立及び運営に関して締結した株主間の契約がない場合には、構成員は、発注者に対し、運営事業者の運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。

- (1) 運営事業者は会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の変更を含む。以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの取締役会設置会社とすること。
 - (2) 運営事業者の本店所在地を鹿児島市内とし、鹿児島市以外の土地に移転させないこと。
 - (3) 運営事業者の担当する業務は、運營業務の受託及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務のみとし、運営事業者の目的をその範囲に限定すること。
 - (4) 運営事業者の株式は譲渡制限株式の 1 種類とし、運営事業者の定款に会社法第 107 条第 2 項第 1 号所定の定めを規定すること。
 - (5) 運營業務の開始前までに運営事業者の資本金を【●（構成員が提案した金額）】円以上の構成員が提案した金額とし、事業期間中これを維持すること。
 - (6) 運営事業者の決算期を 3 月末日とすること。
 - (7) 構成員の全てが運営事業者の出資の全額を出資していること、並びに、代表企業の株式保有割合が出資者中最大であることを確認のうえ、事業期間を通じて、かかる状態を維持し、かつ、発注者の事前の同意なくして、これを変更し、又は、事業者以外の者による出資は行わせないこと。
 - (8) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、運営事業者を倒産させず、運営事業者が運営委託契約上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる運営・管理費総額を上限として、運営事業者への追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (9) 運営事業者が運營業務を実施するための人員を確保すること及び構成員がこれに協力すること。
- 3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、前項第 1 号から第 6 号の定めを反して運営事業者の本店所在地、運営事業者の目的、運営事業者の資本金額、運営事業者の決算期その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
 - 4 運営事業者は、基本契約締結後速やかに、発注者に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出するものとする。
 - 5 構成員は、発注者に対し、第 2 項各号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
 - 6 構成員は、発注者の要請に基づき、その保有する運営事業者の株式に対し、発注者の特定事業契約（第 7 条第 2 項に定義された意味を有する。）の履行請求権等を被担保債務として、発注者との間で発注者が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結のうえ、発注者のために第一順位の株式担保権を設定し、対抗要件を具備するものと

する。

7 前項に定める場合を除くほか、構成員は、基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。この場合において発注者に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後の運営事業者の議決権比率その他事業者が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 運営事業者の株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分

(2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法による設立時の株主以外の第三者の運営事業者への資本参加の決定

(3) 構成員による出資が出資比率の 100 パーセントを下回ることになるか又は代表企業が運営事業者の筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

(4) 維持管理・運営期間中における運営事業者の資本金の額を【●】円未満にする減資

8 事業者は、前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る第三者との間の契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出するものとする。

9 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、運営事業者が別途定めて発注者が承認した様式により作成のうえ、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、運営事業者に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

10 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。発注者は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(特定事業契約)

第7条 建設JVは、設計・建設業務に関し、発注者との間で、入札説明書等に案文が掲げられた建設工事請負契約書(本書において「建設工事請負契約」という)を基本契約の締結日付で締結する。

2 運営事業者は、運營業務に関し、発注者との間で、入札説明書等に案文が掲げられた運営委託契約書(本書において「運営委託契約」といい、基本契約、建設工事請負契約及

- び運営委託契約を総称して「特定事業契約」という)を基本契約の締結日付で締結する。
- 3 特定事業契約の締結は、本条その他基本契約によるほか、日本国の法令及び鹿児島市契約規則（昭和60年鹿児島市規則25号）によるものとする。
 - 4 法令、鹿児島市契約規則及び特定事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者が事業者と協議のうえで定める。特定事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。

（設計・建設業務）

第8条 設計・建設業務の概要は、別紙4第1項記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、建設JVは、建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、建設工事請負契約締結後速やかに、設計に着手させ、これを完成させるとともに、建設企業をして、建設工事請負契約に定める工期において、工事に着工させ、かつ本施設を平成33年12月31日までに完成させて発注者への引渡しを完了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、設計・建設業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

（運営業務）

第9条 運営業務の概要は、別紙4第2項記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、運営業務に係る業務遂行期間は、別紙2記載の維持管理・運営期間（以下「維持管理・運営期間」という）とし、本施設の運営を平成34年1月1日に開始し、平成54年3月31日に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、運営業務の詳細は、運営委託契約の定めるところに従うものとする。
- 4 運営事業者は、運営業務を運営委託契約の定めるところに従って遂行し、運営企業は、これを確実にする。かかる義務を履行するための運営事業者と運営企業間の契約が解除その他の事由の如何を問わず、維持管理・運営期間の途中で終了する場合その他運営企業に起因して運営業務の履行が全うされないおそれを発注者が合理的に認めて運営事業者に要請した場合には、運営企業を除く事業者は、運営企業に代わって運営事業者による運営業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、入札説明書等の定める運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継運営企業候補者」という）を探索し、運営企業に代わって運営事業者による運営業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継運営企業候補者から内諾を得たうえで、後継運営企業候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を開示して後継運営企業候補者への業務の引継の検討を書面で発注者に打診することができる。当該打診が基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他発注者

の定める諸規定が許容する限り、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、基本契約を解除しないことができる。

- 5 発注者は、前項の定めるところに従って後継運営企業候補者への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知を運営事業者に対して行うものとする。当該通知を受領した場合、運営事業者は、運営企業及び後継運営企業候補者との間で、運営事業者と運営企業との間の既存契約上の運営企業の地位を後継運営企業候補者に承継させる契約その他必要な契約を締結することができ、運営事業者以外の事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを発注者に提出する。

(再委託等)

- 第10条 第7条各項の定めるところに従って締結された契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、建設JV及び運営事業者は、建設工事請負契約又は運営委託契約の定めるところに従う場合を除くほか、設計企業、建設企業、運営企業以外の第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第11条 発注者及び事業者は、相手方の事前の承諾なく基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、第9条第4項及び第5項の定めるところに従って後継運営企業候補者が運営企業から運営業務を承継する場合には、事業者は、後継運営企業候補者をして、運営企業の基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務(ただし、既発生のもは除かれるものとする。)を後継運営企業候補者に承継させるものとし、発注者及び事業者は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

(損害賠償)

- 第12条 各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、発注者は、事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(契約の不調)

- 第13条 事由の如何を問わず、特定事業契約のいずれかが成立に至らなかった場合には、

別段の合意がない限り、特定事業契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

第14条 建設工事請負契約の締結について鹿児島市議会の議決を得て本契約としての効力を生じ、維持管理・運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、基本契約の各規定は発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。事業者は、運営事業者をして、維持管理・運営期間終了後の引継ぎ時において発注者の定める要求水準を満足する状態で本施設を発注者に引継ぐものとする。なお、事業者は、維持管理・運営期間終了後の措置については、維持管理・運営期間終了の5年前までに発注者との協議を開始しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 特定事業契約に関して、事業者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は当該当事者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間内に提起しなかったとき。

エ 前号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。

オ ウの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ア又はイの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

カ その役員又はその使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(2) 事業者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

ア 役員等（当該事業者が個人である場合にはその者を、当該事業者が法人である

場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本号アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、本号アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(本号カに該当する場合を除く。)に、発注者が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(3) 基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(4) 締結している基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。

なお、当該解除は、事業者の第12条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している基本契約以外の特定事業契約が事業者より解除された場合。

5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第12条、第13条及び第15条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第15条 発注者及び事業者は、特定事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、特定事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び事業者が基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、発注者及び事業者（ただし、第4号及び第5号の場合には、当該号に定める当事者に限る。）は、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- (5) 発注者が本施設の維持管理・運営に必要と認めた場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、特定事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、特定事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、特定事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 発注者及び事業者は、基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、発注者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第17条 基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

この仮契約の証として本書当事者数分を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(発注者)

(事業者)	(代表企業／構成員／建設企業)	
	[住 所]	
	[商号又は名称]	
	[代表者職氏名]	印
	(構成員／設計企業)	
	[住 所]	
	[商号又は名称]	
	[代表者職氏名]	印
	(構成員／建設企業)	
	[住 所]	
	[商号又は名称]	
	[代表者職氏名]	印
	(構成員／運営企業)	
	[住 所]	
	[商号又は名称]	
	[代表者職氏名]	印
	(協力企業)	
	[住 所]	
	[商号又は名称]	
	[代表者職氏名]	印
	(協力企業)	
	[住 所]	
	[商号又は名称]	
	[代表者職氏名]	印

(協力企業)

[住 所]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

印

(運営事業者)

[住 所]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

印

別紙1 事業の概要

1. 事業の名称

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業

2. 事業の場所

所在地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3
敷地面積	約 11,000 m ² （建設予定地） 約 30,300 m ² （敷地全体）
都市計画区域	区域内
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下

以上

別紙2 事業日程

1 設計・建設期間

契約締結日から平成33年12月31日

2 維持管理・運営期間

平成34年1月1日から平成54年3月31日

以上

別紙3 施設の概要

建設 予定地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3	
敷地面積	建設予定地 約 11,000 m ² (敷地全体 約 30,300 m ²)	
施設名称	ごみ焼却施設	バイオガス施設
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模： 約 220t/日 (約 110t/日 × 2 炉) ・処理方式： 焼却方式 (ストーカ式) ・処理対象物： もやせるごみ、バイオガス施設からの選別残さ、発酵残さ (脱水後) ・余熱利用： ごみ発電 (高効率発電) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模： 約 60t/日 (約 30t/日 × 2 基) ・処理方式： 乾式メタン発酵方式 ・処理対象物： 生ごみ・紙ごみ (もやせるごみの一部)、脱水汚泥 (衛生処理センターからのし尿汚泥) ・ガス利用： 都市ガス事業者へ供給

以 上

別紙4 事業者が行う業務

- 1 本施設の設計・建設業務
 - a 設計業務
 - b 建設業務（試運転及び引渡性能試験、運転管理マニュアル作成、建設廃棄物の処理・処分を含む）
 - c 測量・地質等の発注者が提示する調査結果以外に必要な業務
 - d 各種申請業務（発注者が行う申請への協力を含む）
 - e 近隣対応業務（事業者が負担すべき範囲）
 - f その他実施する上で必要な業務（施設運営に必要な教育訓練等）

- 2 本施設の維持管理・運營業務
 - a 受入管理業務（搬入ごみの受入判定、料金徴収等）
 - b 運転管理業務（運転管理、搬入管理、搬入物の確認、焼却残さの貯留・保管・積込等）
 - c 維持管理業務（施設の検査、点検、補修等）
 - d 環境管理業務（公害防止基準値の遵守等）
 - e 有効利用業務（バイオガス販売、余熱利用、再生可能エネルギーによる売電及びにそれらに係る事務手続支援等）
 - f 情報管理業務（報告書作成・管理、各種情報の管理等）
 - g 関連業務（本施設の見学者の受付、見学者対応（一般見学者）及び発注者が行う見学者対応への支援等）
 - h その他実施する上で必要な業務

以 上

別紙5 発注者が行う業務

- 1 本施設の設計・建設業務
 - a 施設設置に係る届出
 - b 循環型社会形成推進交付金申請
 - c 設計・建設工事監理
 - d 近隣対応（発注者が負担すべき範囲）
 - e その他必要な業務

- 2 本施設の維持管理・運營業務
 - a 売電・売ガスに係る事務手続き
 - b 運営モニタリング
 - c 近隣対応（発注者が負担すべき範囲）
 - d 本施設の見学者対応（行政視察等）
 - e 焼却残さの運搬・処分
 - f その他必要な業務

以 上